

公益財団法人日本ハンドボール協会
マーク制定及び協会旗作成基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という）のマークを制定するとともに、協会旗を作成する場合の基準を定める。

(協会マーク)

第2条 本協会マークを別図Ⅰの通り定める。

(協会旗の基準)

第3条 協会旗を作成する場合は、次の基準によるものとする。

- (1) 協会旗の大きさは自由とするが、その縦・横の長さは別図Ⅱのとおりとする。
- (2) 布地の種類は自由とする。
- (3) マークの色は黒とする。黒色は「K100」とする。
- (4) 地色は原則として「PANTONE 106C」とする。

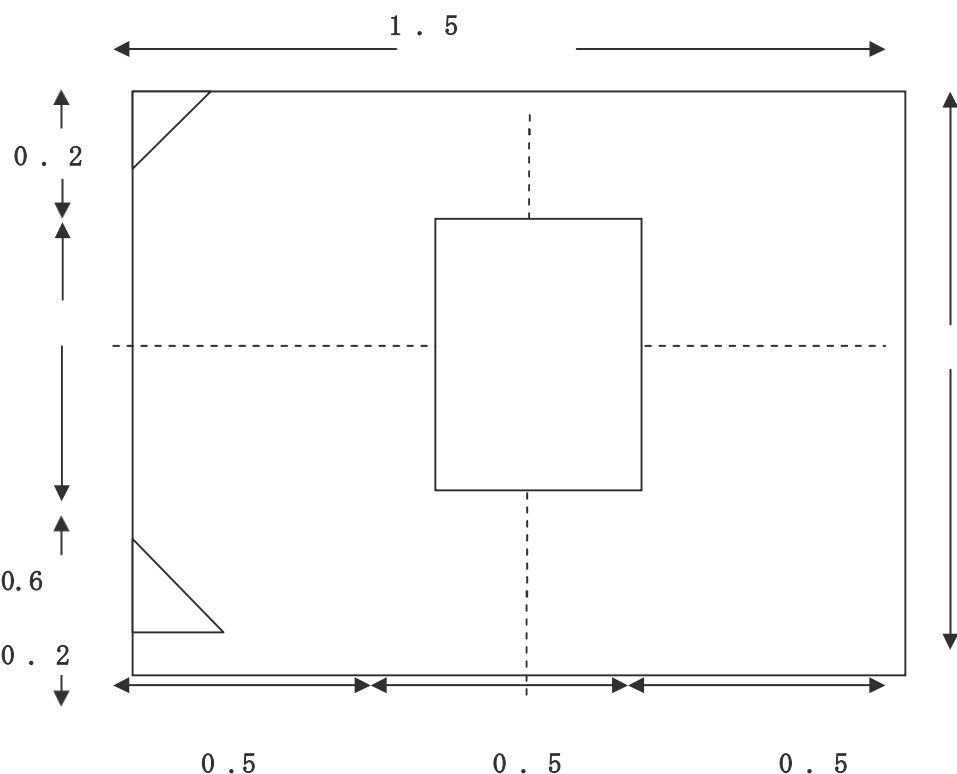
付 則

- 1 この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
令和 4 年 4 月 1 日一部改訂

[別図Ⅰ]



[別図Ⅱ]



(注. 縦1に対する比率)